

# 第7期 国立大学法人琉球大学一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法関係)

令和6年4月1日

琉球大学では、全ての職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい環境をつくとともに、職員がそれぞれの個性及びその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

## I 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## II 計画内容

### 1 子育てと仕事の両立を支援するための雇用環境の整備

**目標1 出産・育児・介護支援にかかる休暇・休業を取得しやすい職場環境の整備・充実を図る。職員の多様で柔軟な働き方が尊重される環境や風土を醸成する。**

〈対策〉 令和6年4月～

- ・ワーク・ライフ・バランスの向上やダイバーシティ&インクルージョンの実現といった働き方改革を推進するための施策の一環として、職員に対しては令和5年度から試行実施している時差出勤制度の利用拡大を推進し、教員に対しては在宅勤務制度の対象拡大の検討をおこなう。
- ・出産・育児・介護支援にかかる各種制度の利用促進を図るため、ホームページによる情報提供や改訂したガイドブック等の配付を行い、制度の周知に努める。
- ・育児サポートサービスや病児・病後児保育サービス利用者への支援、入学試験時の託児室設置等の育児支援を実施する。
- ・要介護状態にある家族を介護するための帰省費用の支援を実施する。

**目標2 男性職員が育児支援制度を積極的に利用できるよう、環境整備に努める。また、計画期間内において男性職員の育児休業等の取得者を20名以上とする。**

〈対策〉 令和6年4月～

- ・男性職員が取得可能な育児に関する各種休暇・休業制度の周知を行い、取得の促進を図る。

### 2 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

**目標3 時間外労働の縮減および年次有給休暇の取得を促進するための措置を講じる。**

〈対策〉 令和6年4月～

- ・年次有給休暇の計画的な取得を促進し、各部署において引き続き休暇を取得しやすい環境を整備する。
- ・業務運営の効率化や業務量の平準化を推進し、時間外労働の縮減に努め、指定された日における職員の定時帰宅を徹底する。
- ・会議・打合せ等は、開始及び終了時刻に配慮し、可能な限り所定労働時間内に行うよう周知徹底を行い、時間外労働の縮減を図る。